

(お問合せ先) 児童相談所・所在地一覧

児童相談センター

TEL.03-5937-2316 〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1
千代田区・中央区・港区・新宿区・文京区・台東区・渋谷区・豊島区・
練馬区・島しょにお住まいの方

江東児童相談所

TEL.03-3640-5432 〒135-0051 江東区枝川 3-6-9
墨田区・江東区・江戸川区にお住まいの方

品川児童相談所

TEL.03-3474-5442 〒140-0001 品川区北品川 3-7-21
品川区・目黒区・大田区にお住まいの方

世田谷児童相談所

TEL.03-5477-6301 〒156-0054 世田谷区桜丘 5-28-12
世田谷区・狛江市にお住まいの方

杉並児童相談所

TEL.03-5370-6001 〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6
中野区・杉並区・武蔵野市・三鷹市にお住まいの方

北児童相談所

TEL.03-3913-5421 〒114-0002 北区王子 6-1-12
北区・荒川区・板橋区にお住まいの方

足立児童相談所

TEL.03-3854-1181 〒123-0872 足立区江北 3-8-12
足立区・葛飾区にお住まいの方

八王子児童相談所

TEL.042-624-1141 〒193-0931 八王子市台町 3-17-30
八王子市・町田市・日野市にお住まいの方

立川児童相談所

TEL.042-523-1321 〒190-0012 立川市曙町 3-10-19
立川市・青梅市・昭島市・国立市・福生市・あきる野市・羽村市・
西多摩郡にお住まいの方

小平児童相談所

TEL.042-467-3711 〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24
小平市・小金井市・東村山市・国分寺市・西東京市・東大和市・清瀬市・
東久留米市・武蔵村山市にお住まいの方

多摩児童相談所

TEL.042-372-5600 〒206-0024 多摩市諏訪 2-6
多摩市・府中市・調布市・稲城市にお住まいの方

◆ 家庭裁判所の申立てには、子供の委託を受けてから、**半年**の試験養育期間が必要になります。この間は、**児童福祉法の規定による里親委託措置**となりますので、子供の養育やその他の手続等について、「**里親が行う養育に関する最低基準**」(※)を守って児童相談所と一緒に進めていくことになります。

◆ 特別養子縁組後の戸籍の父母欄には、養親だけが記載され、養子は嫡出子と同じように「長男」「長女」と記載されます。ただし書には「**民法817条の2による裁判確定**」と表記されます。

◆ **離縁はできません**。養子縁組後、養親の都合で養子縁組を一方的に解消することはできません。

◆ ただし、養親による虐待などがある場合は、養子・実親・検察官の請求により、養子縁組を解消することがあります。

(※)「**里親が行う養育に関する最低基準**」

国の省令として、里親が行う養育の一般原則虐待等の禁止、給付金として支払を受けた金銭の管理、自立支援計画の遵守、秘密保持等について定められています。

【参考：普通養子縁組】

◆ 子供の年齢制限はありません。ただし、子供が15歳未満の場合は法定代理人の承諾が必要になります。試験養育期間は問われません。

◆ 未成年の養子縁組は家庭裁判所への申立てが必要になります。

◆ 戸籍の表記は、実親と養親の2組の親が記載され、養子は「養子」「養女」になります。ただし書には「養子となる届出…」と表記されます。

東京都の養子縁組里親とは

登録番号30(313)

平成31年1月11日発行 第11刷

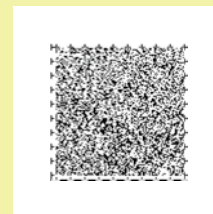
(編集・発行) 東京都福祉保健局少子社会対策部育成支援課

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1

(電話) 03-5320-4135 (ファクシミリ) 03-5388-1406

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/satooya/seido/hotfamily/index.html>

(印刷) シンソー印刷株式会社



養子として家庭に迎えていただく…

それが東京都の「養子縁組里親」です。

1 養子縁組里親って？

- ◆ 養子縁組を目的として、養子縁組が成立するまでの間は里親として子供を養育していただく家庭のことです。
- ◆ 児童相談所が扱う養子縁組は、原則として特別養子縁組です。(⇒6)

2 養子縁組里親になるための要件は？

- ◆ 申込者は、**原則25歳以上**であり、**婚姻関係にある夫婦**であること。ただし、夫婦の一方が25歳に達していない場合は、その達していない方は20歳に達していること。
- ◆ 申込者の家族及び住居の環境が家族の構成に応じた適切な環境であること。
- ◆ その他の要件については、東京都の里親認定基準(*)を満たしていることが必要です。

※里親認定基準（抄）

- 心身ともに健全であること。
- 児童の養育に関し、虐待等の問題がないと認められること。
- 経済的に困窮していないこと。かつ、原則として世帯の収入額が生活保護基準を上回っていること。
- 里親申込者と起居を共にする者は、児童の受託について十分な理解を有するものであること。
- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他関係法令等が適用になること。

3 申請から登録までの流れは？

- (1) 児童相談所へ問合せ
- (2) 申請要件の確認
- (3) 認定前研修申込・受講
- (4) 申請
- (5) 家庭調査

御家族全員の方が在宅の時に、児童相談所の職員等が訪問します。

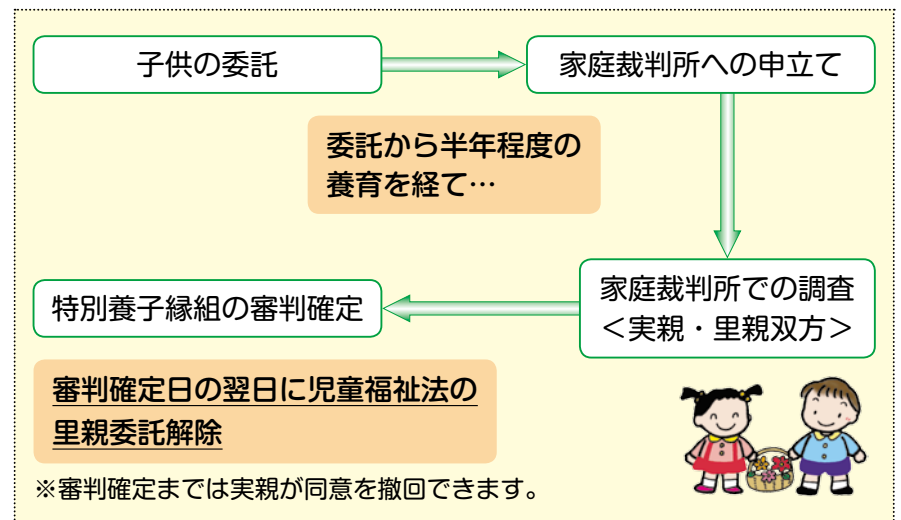


- (6) 児童福祉審議会里親認定部会で審議
2か月に1回開催されています。
- (7) 東京都知事が認定・登録
登録後、2年ごとに里親の登録更新の手続があります。

4 子供の紹介から委託までの流れは？

- (1) 子供の紹介
児童相談所から子供の紹介があります。
- (2) 引き合わせ
児童相談所の立会いの下、面会をします。
- (3) 交流・委託
おおむね数か月程度の交流期間を経て、児童相談所が、里親の意思や子供の状況等を総合的に判断して、委託の可否を決定します。

5 特別養子縁組の流れは？



6 特別養子縁組制度とは

- ◆ **6歳未満**の子供の福祉を最優先にした養子縁組制度です。
※特例として、6歳以前から子供を養育している場合は、子供が8歳に達するまでは特別養子縁組の申立てができます。